

日 本 著 作 权 法 (续)

2 0 0 0 年

日本著作权信息中心

日 本 著 作 权 法 (续)

2 0 0 ~~0~~ 年

日本著作権信息中心

日 本 著 作 権 法 (続)

2000年3月15日発行

翻訳者 夏 雨

発行者 社団法人 著作権情報センター

163-1411 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

東京オペラシティタワー 11階

T E L 03-5353-6921

F A X 03-5353-6920

印刷 株式会社ダイワ

この資料は、著作権思想の普及を目的とする社団法人私的録音補償金管理協会 (sarah) の
共通目的基金をもとに発行したものです。

日本著作権法（続）

1. 著作権法施行令	1
2. 著作権法施行規則	77
3. （旧）著作権法	145
4. 著作権法の一部を改正する法律新旧対照条文.....	167
5. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律.....	205

日本著作权法 (续)

1 著作权法实施法令	2
2 著作权法实施规则	78
3 (旧) 著作权法	146
4 著作权法部分修订后新旧法律条文对照	168
5 实施行政机关情报公开法后, 调整相关法律之法律 ..	206

注：本日本法律译文中所有编号按日语原文的用法。

著作権法施行令

昭和 45 年 12 月 10 日政令第 335 号

改正 昭和 56 年 5 月 26 日政令第 184 号

同 59 年 5 月 15 日同第 141 号

同 59 年 6 月 28 日同第 229 号

〔保健体育審議会令等の一部を改正する政令第 24 条による改正〕

同 59 年 9 月 26 日同第 288 号

〔身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第 7 条による改正〕

同 59 年 11 月 13 日同第 323 号

同 61 年 8 月 29 日同第 286 号

同 62 年 3 月 20 日同第 46 号

平成元年 10 月 3 日同第 293 号

同 2 年 9 月 27 日同第 285 号

〔民事保全法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第 24 条による改正〕

同 2 年 12 月 7 日同第 347 号

〔老人福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第 17 条による改正〕

同 3 年 3 月 25 日同第 47 号

同 4 年 4 月 30 日同第 163 号

〔行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第 9 条の規定の施行に伴う関係政令の整理に関する政令による改正〕

同 4 年 12 月 16 日同第 382 号

同 5 年 3 月 26 日同第 69 号

同 5 年 4 月 9 日同第 147 号

同 10 年 10 月 16 日同第 324 号

著作权法实施法令

(1970年12月10日内阁法令第335号)

修订：1981年5月26日内阁法令第184号

1984年5月15日内阁法令第141号

1984年6月28日内阁法令第229号

(根据保健体育审议会令等部分修订的内阁法令第24条修订)

1984年9月26日内阁法令第288号

(根据残疾者福利法的部分修订法律实施相关内阁法令的内阁法令
第7条的修订)

1984年11月13日内阁法令第323号

1986年8月29日内阁法令第286号

1987年3月20日内阁法令第46号

1989年10月3日内阁法令第293号

1990年9月27日内阁法令第285号

(根据与民事保全法实施相关内阁法令的内阁法令第24条修订)

1990年12月7日内阁法令第347号

(根据老人福利法等部分修订法律的实施相关政令的内阁法令
第17条修订)

1991年3月25日内阁法令第47号

1992年4月30日内阁法令第163号

(有关行政事物国家和地方关系等整顿及合理化法律第9条的规定的
实施的相关的内阁法令)

1992年12月16日内阁法令第382号

1993年3月26日内阁法令第69号

1993年4月9日内阁法令第147号

1998年10月16日内阁法令第324号

同 10 年 11 月 26 日同第 372 号

〔精神薄弱の用語の整理のための関係政令の一部を改正する政令第22号第2号による改正〕

同 11 年 6 月 25 日同第 210 号

1998年11月26日内阁法令第372号
(根据整理神经衰弱用语的有关内阁法令第22条第2号修订)
1999年6月25日内阁法令第210号

目次

- 第 1 章 私的録音録画補償金に係る特定機器及び特定記録媒体
(第 1 条・第 1 条の 2)
- 第 1 章の 2 著作物等の複製等が認められる施設
(第 1 条の 3－第 2 条の 2)
- 第 2 章 記録保存所 (第 3 条－第 7 条)
- 第 3 章 著作物の利用の裁定に関する手続 (第 8 条－第 12 条)
- 第 4 章 登録
 - 第 1 節 著作権登録原簿等 (第 13 条・第 14 条)
 - 第 2 節 登録手続等
 - 第 1 款 通則 (第 15 条－第 26 条)
 - 第 2 款 実名及び第一発行年月日等の登録
(第 27 条・第 28 条)
 - 第 3 款 著作権等の登録 (第 29 条－第 34 条の 6)
 - 第 4 款 信託の登録 (第 35 条－第 45 条)
- 第 5 章 二次使用料に関する指定団体等
 - 第 1 節 指定団体 (第 46 条－第 52 条)
 - 第 2 節 二次使用料の額の裁定に関する手続等 (第 53 条－第 57 条)
- 第 6 章 貸与権の適用に係る期間及び貸与に係る報酬に関する指定団体等 (第 57 条の 2－第 57 条の 4)
- 第 7 章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等
(第 57 条の 5－第 57 条の 9)
- 第 8 章 あつせんの手続等 (第 58 条－第 64 条)
- 第 9 章 審議会 (第 65 条)
- 附則

目 录

- 第 1 章 特定机器及特定记录媒体的个人录音录像补偿金
(第 1 条 第 1 条之 2)
- 第 1 章之 2 被认可复制作品的设施
(第 1 条之 3 —— 第 2 条之 2)
- 第 2 章 记录保存处 (第 3 条 —— 第 7 条)
- 第 3 章 有关作品利用的裁定手续 (第 8 条 —— 第 1 2 条)
- 第 4 章 登记
 - 第 1 节 著作权登记底帐等
 - 第 1 节 登记手续等
 - 第 1 款 通则 (第 1 5 条 —— 第 2 6 条)
 - 第 2 款 真名及第 1 次发行年月日等的登记
(第 2 7 条 第 2 8 条)
 - 第 3 款 著作权等的登记 (第 2 9 条 —— 第 3 4 条之 6)
 - 第 4 款 信托的登记 (第 3 5 条 —— 第 4 5 条)
- 第 5 章 指定团体的再次使用费
 - 第 1 节 指定团体 (第 4 6 条 —— 第 5 2 条)
 - 第 2 节 再次使用费金额的裁定手续等 (第 5 3 条 —— 第 5 7 条)
- 第 6 章 指定机关出租权适用的期间及出租报酬
(第 5 7 条之 2 —— 第 5 7 条之 4)
- 第 7 章 个人录音录像补偿金的指定管理团体等
(第 5 7 条之 5 —— 第 5 7 条之 9)
- 第 8 章 仲介手续 (第 5 8 条 —— 第 6 4 条)
- 第 9 章 审议会 (第 6 5 条)
- 附则

第 1 章 私的録音録画補償金に係る特定機器及び特定記録媒体

(平 5 政 147・追加)

(特定機器)

第 1 条 著作権法（以下「法」という。）第30条第 2 項（法第102条第 1 項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で法第30条第 2 項の特別の性能を有する機器に用いるものとして文部省令で定めるものを用いる機器を除く。）とする。

(1) 回転ヘッド技術を用いた磁気的方法により、32 キロヘルツ、44.1 キロヘルツ又は 48 キロヘルツの標本化周波数(アナログ信号をデジタル信号に変換する 1 秒当たりの回数をいう。以下この条において同じ。)でアナログデジタル変換(アナログ信号をデジタル信号に変換することをいう。以下この条において同じ。)が行われた音を幅が 3.81 ミリメートルの磁気テープに固定する機能を有する機器

(2) 固定ヘッド技術を用いた磁気的方法により、32キロヘルツ、44.1キロヘルツ又は48キロヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を幅が3.78ミリメートルの磁気テープに固定する機能を有する機器

(3) 磁気的かつ光学的方法により、44.1 キロヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を直径が 64 ミリメートルの光磁気ディスクに固定する機能を有する機器

(4) 光学的方法により、44.1キロヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を直径が80ミリメートル又は120ミリメートルの光ディスク（一枚の基板からなるものに限る。）に固定する機能を有する機器

2 法第 30 条第 2 項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。

(1) 回転ヘッド技術を用いた磁気的方法により、その輝度については

第1章 特定机器及特定记录媒体的个人录音录像补偿金 (1993年政令第147号, 追加)

(特定机器)

第1条 著作权法(以下称法律)第30条第2项(包括法律第102条第1项适用的情况。以下本条及下1条相同。)规定的机器中有录音机能是指下面所示的机器(以其他的机器之间的声音信号的接续方法根据法律第30条第2项规定使用具有特别性能的机器。文部省令规定的机器除外)。

(1) 根据用旋转磁头技术的磁性方法3.2千赫, 4.4.1千赫, 或者4.8千赫的标准化周波数(将相似体信号改变成数字式信号称为周/秒。以下在本条中相同。)在本条中进行相似体数字式变换(相似体信号变换成数字信号, 以下在本条中相同。)在音量幅度3.81毫米的磁性磁带上具有固定机能的机器。

(2) 以固定磁头技术的磁性方法, 以3.2千赫, 4.4.1千赫或者4.8千赫的标准化周波数进行相似数字式变换的音量幅度在3.78毫米的磁带上具有固定机能的机器。

(3) 根据磁性和光学方法, 以4.4.1千赫的标准化周波数进行相似数字式变换在音量的直径为6.4毫米的激光磁盘上具有固定机能的机器。

(4) 根据光学方法4.4.1千赫的标准化周波数进行相似数字式变换的音量幅度在3.78毫米的激光磁盘(仅限于从1张底版进行复制)上具有固定机能的机器。

2 法律第30条第2项规定的机器中有录像机能的机器如下所示(录像、照相机能合一的机器除外), 主要是单为录像提供使用的机器。(包括与数字式录音机能合一的机器)。

(1) 根据用旋转磁头技术的磁性方法亮度为1.3.5兆赫的标

13.5メガヘルツの標本化周波数で、その色相及び彩度については
3.375メガヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた
映像を、幅が6.35ミリメートルの磁気テープ（幅、奥行及び高さが125
ミリメートル、78ミリメートル及び14.6ミリメートルのカセットに収
容されているものに限る。）に連続して固定する機能を有する機器

(2) 回転ヘッド技術を用いた磁気的方法により、いずれの標本化周波数によ
るものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた映像を、幅が
12.65ミリメートルの磁気テープに連続して固定する機能を有する機器
(平 5 政 147・追加、平 10 政 324・柱書一部改正 4 号追加、平 11 政 210・
柱書一部改正、2 項追加)

(特定記録媒体)

第 1 条の 2 法第30条第 2 項の政令で定める記録媒体のうち録音の用に
供されるものは、前条に規定する機器によるデジタル方式の録音の用に
供される同条各号に規定する磁気テープ又は光磁気ディスク（小売に供
された後最初に購入する時に録音されていないものに限る。）とする。

2 法第30条第2項の政令で定める記録媒体のうち録画の用に供され
るものは、前条第2項に規定する機器によるデジタル方式の録画（デ
ジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される同項各号に規定
する磁気テープ（小売に供された後最初に購入する時に録画されて
いないものに限る。）とする。

(平 5 政 147・追加、平 10 政 324・一部改正、平 11 政 210・柱書一部
改正、2 項追加)

第 1 章の 2 著作物等の複製等が認められる施設

(昭 59 政 323・改称、平 5 政 147・旧第 1 章繰下)

(図書館資料の複製が認められる図書館等)

准化周波数,关于该色调及彩度,以3.37兆赫的标准化周波数进行相似体数字式变换画像。直径为6.35毫米的磁性磁带(仅限于宽、进深、高度分别是12.5毫米、7.8毫米、及14.6毫米的盒式录像机。)上具有连续固定机能的机器。

(2)根据用旋转磁头技术的磁性方法,不管是否按标准化周波数进行相似体数字式变换画像。在宽12.65毫米的磁性磁带上具有连续固定机能的机器。

(根据1993年内阁法令147追加,根据1998年内阁法令324主要部分修订,追加第4号,根据1999年内阁法令210主要部分修订追加第2号)

(特定记录媒体)

第1条之2 法律第30条第2项规定记录媒体中为提供录音用的记录媒体是指根据前条规定为提供数字式的录音用同条各号中规定的磁带或者激光磁盘(以在零售店购买时未录音的为限)。

2 法律第30条第2项规定的记录媒体为提供录像所用记录媒体是指根据前条第2项规定的机器被提供使用的数字式录像(包括数字式录音及录像)同项各号中规定磁带(以在零售处购买时没有录像的为限)。

(1993年内阁法令147追加,1998年内阁法令324部分修订,

1999年内阁法令210部分修正,追加第2项)。

第1章之2 被认可复制作品的设施

(1984年内阁法令323,改变名称1993年147旧第1章改为本章)

(被认可允许复制图书馆资料的图书馆等)

第1条の3 法第31条（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部省令で定める職員が置かれているものとする。

（1）図書館法第2条第1項の図書館

（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校（次号において「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

（3）大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

（4）図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

（5）学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

（6）前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人その他の営利を目的としない法人（次条から第3条までにおいて「公益法人」という。）が設置する施設で前2号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第6号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（昭59政323・一部改正、平5政147・1項一部改正旧第1条繰下）

※（注）図書館法第2条第1項 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設

第1条之3 法律第31条（包括法律第86条第2项及第102条第1项适用时的情况）规定图书馆及其他设施，是指国立国会图书馆及以下所示的设施。根据图书馆法（1950年法律第118号）第4条第1项的图书管理员或与此相当的职员作为根据文部省规定安置的职员。

（1）图书馆法第2条第1项的图书馆

（2）学校教育法（1947年法律第26号）第1条的大学或高等专门学校（以下称大学等）中设置的图书馆及类似的设施

（3）大学等教育机关在进行该教育时在学校教育法以外的法律中特别规定被设置的图书馆

（4）图书、记录及其他作品的原作品或复制品的收集、整理、保存，为一般公众利用提供业务为主的设施。根据法令规定设置的

（5）以学术研究为目的的研究所、实验室及其他设施根据法令规定设置中，其保存的图书、记录及其他资料为公众利用进行提供业务的

（6）前号中所示的除外，国家、地方公共团体或民法（1896年法律第89号）第34条的法人及其他不以营利为目的的法人（从下条至第3条称公益法人）设置的设施，在与前2号所示的相同的为文化厅长官指定

2 文化厅长官在指定前项第6号时，应将该宗旨在官报上登载。

（1684年内阁法令323部分修订，1993年内阁法令147第1项部分修订旧第1条提前。）

※（注）图书馆法第2条第1项中的图书馆是指图书、记录及收集其他必要资料、整理、保存、供一般公众教养、调查研究、休养等为目的的设施利用。地方公共团体、日本红十字会或民法（18